

塾・教室等使用規則

(総 則)

第1条 この規則は、使用細則第5条第3項により住戸部分又は集会室を塾・教室等（以下、「教室」という。）として使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の原則)

第2条 居住者は、報酬を得て住戸部分又は集会室を教室として用いる場合は、次の各号に掲げる目的のために使用することができる。ただし、賃借者はこの条項は適用しないものとする。

(1) 本マンションの居住者を対象とする場合。

(2) 次の①から⑩の教授目的で使用する場合。

①楽器演奏指導（音源を問わない）

②習字・書道（筆記用具の種類・流派を問わない）

③そろばん・計算尺

④学校教科指導

⑤外国語教室

⑥手芸（編み物・刺繍・デザイン等々）

⑦料理（種類を問わない）

⑧華道（流派を問わない）

⑨茶道（流派を問わない）

⑩パソコン、ワープロ操作指導（タイプライター等含む）

⑪体操（エアロビクス・ジャズダンス等含む、集会室において行う場合にのみ限る）

(時間帯)

第3条 教室としての使用時間は、午前9時00分から午後8時00分までとする。なお、集会室使用の場合は午後10時00分までとする。

(事前の届け出)

第4条 教室を行おうとする居住者は、予め当該居住者の上下及び左右の居住者の意向を確認することとし、教室の内容、生徒名簿等必要事項を所定の様式により理事長に届け出なければならない。

(使用の承認)

第5条 理事長は、前項により届け出のあったもので、住戸部分で行おうとする居住者について、その内容が適当と認められる場合は関係各戸の書面による承諾を確認した上で理事会の承認を経て、その使用を認めるものとする。なお、理事長は、承認にあたって当該居住者に対し使用承認書を交付する。

(広 告)

第6条 教室の生徒募集の広告は、各戸への配布及び1階エントランスルームの掲示板に限るものとする。

(承認の取消)

第7条 理事長は、使用承認書を交付した後において、使用目的が事前の届けに反している場合、又はその使用が良好な住環境を破壊するおそれがある場合には、理事会に諮った上で、その承諾を取消し、状況に応じてその使用を中止させることができる。

(事故発生時の責任)

第8条 居住者が教室開講中に発生した事故（疾病、負傷、死亡、騒擾）に関しては、すべて当該居住者がその責任を負うものとする。なお、教室への往復途中に発生した事故の場合及び教室内での出来事が原因で起きたと判断される他の場所での事故も同様とする。

附 則

(使用規則の施行)

第1条 この使用規則は、平成4年11月26日から施行する。